

令和6年度盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定審査要領

(目的)

第1 この要領は、盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクトの実施にあたり、本事業に応募した者(以下「応募者」という。)の中から補助対象候補者を選定するために必要な事項について定めるものである。

(選定方法)

第2 選定にあたっては、応募内容を一次審査及び最終審査により評価し、補助対象候補者の選定を行う。

2 応募者が6者以下の場合、一次審査は実施しない。

3 応募者が7者以上の場合、一次審査を実施し、上位と評価された6者により、最終審査を行う。

(資格審査)

第3 応募内容が、本事業の募集に当たり定める応募要件を満たしていることの資格審査はものづくり推進課立地創業支援室が行う。

(一次審査)

第4 一次審査は、ものづくり推進課長、ものづくり推進課課長補佐、立地創業支援室長を指名し、応募書類により評価を行う。

(最終審査)

第5 最終審査は、ものづくり推進課長の他、学識経験者、金融機関関係者、創業支援機関関係者、ベンチャーキャピタル関係者、その他の専門知識を有する者から指名し、応募書類及び応募者からの事業説明を含むプレゼンテーション(質疑応答を含む。以下同じ。)により評価を行う。

(審査の基準)

第6 審査の項目は次のとおりとする。

- (1) 事業の継続性
- (2) 事業の将来性
- (3) 事業の社会貢献性
- (4) 事業のリスクヘッジ
- (5) 事業者の情報発信力
- (6) 事業の魅力

(審査の方法)

第7 第6に定める審査の項目に基づき「盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定審査票(以下「審査票」という。)」を別紙のとおり定める。

2 評価は、応募者から提出された応募書類及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。

3 参加者が1者のみであった場合にも、応募書類及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本事業を実施するにふさわしいか否かを評価する。

4 応募者の中に利害関係者が含まれる場合、利害関係にある審査員は当該応募者の事業の評価に関わらないこととする。

(補助対象候補者の選定)

第8 第7に定める審査の結果、各審査員が評価した評価点数の合計点数を算出し、応募者の順位を決める。なお、審査員の合計点数が同じ場合は、加重科目(審査票の項目1、6、7、8、9、11とする)の合計得点により順位を決めることとする。

2 審査員の過半数の採点が60点未満の場合もしくは審査員の平均点が60点未満の場合は選考の対象外とする。

3 盛岡地域ビジネスプランコンテスト受賞者は20点を加点する。ただし、受賞者は発表者としての加点はしないものとする。

4 次のいずれかに該当する者には5点を加点する。

(1) 盛岡地域ビジネスプランコンテスト発表者

(2) 起業家塾@もりおか修了者

(3) 起業芽でる塾修了者

(審査結果の通知)

第9 一次審査及び最終審査の結果は、応募者へ通知するほか、最終審査の結果は盛岡市公式ホームページ等により公表する。

盛岡市ふるさと起業家支援プロジェクト認定審査票

審査員氏名 _____

応募者氏名 _____

分類	項目	審査項目	配点	掛率	評価点数
事業の継続性	1	事業のコンセプトや、将来のビジョンが明確である。		2	
	2	事業の実現性のある計画である。		1.6	
	3	財務的に無理がなく、長期的な運営において問題がない。		1.6	
将来性	4	将来の成長が期待できる事業である。		1.6	
	5	競合他社と比べ、事業の独自性や優位性がある。		1.6	
社会貢献性	6	事業を行うことにより、盛岡市内の活性化が見込まれる。		2	
	7	雇用を生み出すことができる事業である。		2	
	8	社会課題の解決に資することができる事業である。		2	
	9	地域資源の活用など、盛岡市の特色を具体的に活用した計画である。		2	
リスク	10	事業におけるリスクを理解し、対策を考慮している。		1.6	
情報発信力	11	マスメディアや自社メディア、SNSなどを活用して、事業の情報発信に役立てる能力がある。		3	
その他	12	その他、特出して魅力のある事業で、多くの人からの寄付が見込める。		2	
合計点					

<点数の基準>

- 5・・・高評価(非常に優れている)
- 4・・・やや高評価(優れている)
- 3・・・普通(妥当である)
- 2・・・やや低評価(やや不十分である)
- 1・・・低評価(不十分である)